

多摩区生物化学兵器等対策連絡会議設置要綱

(最近改正 21川多総第1475号 区長専決)

(設置)

第1条 区内における生物化学兵器等によるテロ行為等について緊密な連携を図り、区民生活の安全を維持・確保するために、多摩区生物化学兵器等対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 連絡会議の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 会議の委員長は、多摩区長が務める。
- 3 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職を代行する。

(会議)

第3条 連絡会議は、委員長が召集し、主宰する。

- 2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(所管事項)

第4条 連絡会議は、次の事項についての協議調整を行う。

- (1) 区におけるテロ対策について
- (2) 区内におけるテロ行為等の情報について
- (3) 区内におけるテロ行為等の初動通報体制について
- (4) 区内におけるテロ行為等の事案に則した措置について
- (5) その他区民生活の安全を維持・確保するために必要な事項について

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

多摩区生物化学兵器等対策連絡会議構成員

	役 職
委 員 長	区 長
副 委 員 長	副 区 長
委 員	こども支援室長
	区民サービス部長
	保健福祉センター所長
	保健福祉センター副所長
	道路公園センター所長
	担当部長・市民税課長
	担当部長・生田出張所長
	総務課長
	地域振興課長